

令和2年横瀬町農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月24日(火) 午後4時から4時26分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(10人)

会長	2番	町田恒夫
会長職務代理者	7番	富田哲夫
農業委員	1番	加藤虎三
	3番	町田幸広
	4番	町田多
	5番	佐野貞行
	6番	小室寿徳
	8番	小泉茂樹
	9番	若林想一郎
	10番	武藤量司
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	荒船敏明
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	赤岩利行
書記	町田勝一
	小俣敏孝

7. 会議の概要

議長 おそろいでありますので、始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

世の中、世界的にもコロナ禍ということで、今日の私のお祝いもおかげさまで中止になってしましまして、本当に私としてはうれしいような、残念なような。本当に皆さんにご足労頂くわけでございます。ありがとうございます。

では、全員の方に出席を頂いておりますので、会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回農業委員会を開会いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

議長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

9番、若林想一郎委員、1番、加藤虎三委員、よろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

会期は本日1日と決定いたしました。

それでは、日程第3、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号についてご説明いたします。

議案第4号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台

帳地目、現況地目とも田が1,079平方メートル、畑が935平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに、議案書にございますとおり町内在住の方です。申請理由は、所有権の移転となっています。

1枚めくっていただき、案内図1で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この案内図の左右2か所、赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、案内図の左側が田で、横瀬中学校の西側約150メートルのところ、案内図の右側が畑で、横瀬中学校の東側約300メートルのところが申請地になります。

本件につきましては、譲渡人の方が体調を崩され、耕作困難な状況となったことから、親族である譲受人の方に所有権を移転し、今後も農地として適正に管理していきたいとのことで申請に至ったものです。

審議内容の要点の説明をする前に、恐れ入りますが、資料の訂正をお願いします。お配りしてある許可申請書の写しを2枚めくっていただきまして、左側上部、(1)作付(予定)作物、作物別の作付面積欄のところですが、田の欄のところ、作物に米、その下面積が1,079平方メートルと記入していただきたいと思えます。隣の田の欄の面積ですが、これは譲り受ける前の面積がそのまま入っていますので、6,689平方メートルから7,624平方メートルと修正をお願いします。

では、審議内容の要点の説明をいたします。農地法第3条第2項第1号、全部効率的利用要件といたしまして、所有権または使用収益権のある農地について、全ての農地について耕作が認められるか、耕作目的で農地取得し、反する行為がないか、農業従事者や農機具所有状況、これまでの営農実績などから、全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項第4号、常時従事要件といたしまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかどうかということです。今回の申請では、年間120日程度の従事日数の計画となっておりますが、申請人の親族が運営しますデイサービス施設において提供する野菜を栽培するとのことで、年間を通じての農業従事が見込まれています。

続いて、農地法第3条第2項第5号、下限面積要件といたしまして、取得後の農地が30アール以上あるかどうかです。

最後に、農地法第3条第2項第7号、地域調和要件といたしまして、周

辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかです。

事務局といたしましては、許可基準は全て満たしていると判断していません。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

荒船推進委員、お願いします。

荒船推進委員 ただいま上程されました議案第4号について、担当推進委員として、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請について、申請書並びに添付書類を精査し、去る17日火曜日に加藤委員と同行し、現地調査を13時30分から実施し、譲渡人と譲受人が兄弟で同居していることから、20日金曜日の10時に赴き、兄弟間での農地贈与について詳細に話を伺うことができましたので、担当委員として所見を述べさせていただきます。

農地の贈与に至った経緯については、譲渡人である実の兄が体調不良で農作業に従事することができなくなったので、実の弟に贈与することに至ったとのことです。

また、譲受人は、畑を6,689平米、約6反8畝を所有していることを農家台帳で確認させていただきましたので、今回贈与により田んぼ1,079平米、約326坪と畑935平米、約283坪の合計2,014平米、約610坪で、約2反ですね、を贈与により譲受人が取得することについては、農地取得条件の下限面積3反を上回っているので、問題はないと思います。

なお、贈与による農地取得により農地面積が8,703平米、2,637坪、約8反8畝になりますが、農作業に従事する者が譲受人のみで従事日数が年間120日で月平均10日の農作業に従事することになりますので、綿密な農地有効耕作管理計画をしていただくのが望ましいかと思えます。

また、今回贈与で取得する田は、横瀬中学校西方に位置して、耕して維持管理をされているが、川東12区の大場建設西側の畑は今日まで休耕地であったと思われる状況でしたので、先ほど申しました綿密な農地有効耕作管理計画をして維持していくことを望みまして、委員皆様の審議をよろしく願います。

以上でございます。

議長 ありがとうございました。

続いて、補助委員の説明に移ります。

加藤補助委員、お願いします。

加藤委員 荒船さんと一緒に20日の日に行って、その前に木曜日ですかね、下見に行って十分見てきましたが、何の不都合な土地ではないので、問題のない申請だと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。所見を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時15分

議長 再開いたします。

それでは、質疑に移ります。よろしいですか。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。

それでは、お諮りします。上程中の議案第4号につきましては、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。

全員賛成です。

よって、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定いたしました。よろしくをお願いいたします。

続いて、日程第4、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。まずは、議案第5号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号についてご説明いたします。

議案第5号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。2筆とも台帳地目は畑、現況地目は宅地で、計画面積は合計で790平方メートルです。申請者は、議案書にございますとおり、坂戸市に在住の方です。申請理由は、自己用住宅用地としての敷地拡張であります。

1枚めくっていただき、案内図2で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、苧米4区、大忠院の西側約100メートルのところ申請地になります。この農地について、住宅への進入路及び住宅用地として

利用すべく、敷地拡張したいとの申請でございます。

平成30年4月、親族の死亡により実家の家屋及びその敷地等を相続した申請人が手続を進める中、以前から利用していた家屋への進入路と、宅地として利用していた一部の敷地が無許可転用であることが判明したことにより、始末書を付して本件の申請に至ったわけでございます。

申請人は、現在横瀬町を離れて生活しており、家屋等について取扱いを検討していたところ、古民家を利用した活動に使用したいとの話があり、地域の活性化にも資すると判断し、利活用していただく予定とのことで、そのような事情からも是正を行いたいとのことでした。ちなみに、家屋は明治16年頃に建築され、その後増改築を重ねて現在に至る古民家になっています。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第5号について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る3月19日8時半、補助農業委員の若林委員と同行して、現地及び申請図書の確認をいたしました。申請のとおり、いろいろな理由でこういうことになったわけですが、特に周辺農地への影響等はないと思われまので、委員皆様のご審議をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

若林補助委員、お願いします。

若林委員 ただいま平沼委員さんの説明にありました当該地につきましては、始末書にもありますように、申請人が自己用住宅敷地拡張による住宅進入路及び住宅用地に供するためであるため、他に迷惑を及ぼすことはなく、やむを得ない転用と思われまます。ということで、よろしくお願いいたします。

議 長 ご苦労さまでした。
以上で所見を終了いたします。
ここで、暫時休憩いたします。
休 憩 午後 4時19分
再 開 午後 4時20分

議 長 再開いたします。
続いて、質疑に移ります。何かございますか。
〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。上程中の議案第5号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。
全員賛成です。

よって、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。よろしくお願ひいたします。

続きまして、日程第5、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。まずは、議案第6号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目は畑、現況は宅地で、計画面積は897平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり、東京都中央区に所在する法人で、譲渡人は、議案書にございますとおり、町内在住の方であります。申請理由は、事業所用地としての敷地拡張で、権利の種類は賃借権の設定となっております。

1枚めくっていただき、案内図3で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央下より赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、町道1号線、通称産業道路を武甲山方向へ進み、生川橋の北約120メートルのところが申請地になります。この農地について、賃借権の設定をして、事業所用地として転用し、敷地拡張をしたい申請でございます。

譲受人が業務で使用している実験棟の建て替えを検討したところ、倉庫

や車庫を建築し、車の回転場や資材置場として以前から利用していた土地が無許可転用であることが判明したことにより、始末書を付して本件の申請に至ったわけでございます。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第6号について所見を申し上げます。

去る3月17日13時に小泉委員さんと同行して現地及び申請図書の確認をしました。当日は、譲受人の会社の職員の方に現場を案内してもらいまして、現地を確認いたしました。

特に周辺農地等には影響はないと思いますので、委員皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

8番、小泉補助委員、お願いします。

小泉委員 農業委員8番の小泉です。

17日の13時に平沼委員と一緒に現地を確認してきました。現地は譲受人の会社の敷地の中にありまして、周りに影響を与えるような場所ではないこと、それから地元産業で非常に有力な譲受人の会社の重要な活動の一部となっているために、ぜひとも許可していただければと思います。

以上です。

議長 ご苦労さまです。

担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第6号につきまして、許可相当とする

ことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。

全員賛成です。

よって、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。ありがとうございました。

ここで、会議録の字句の整理についてお諮りをいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日、委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。大変ありがとうございました。

(午後 4時26分)